

建築物省エネ法適合性判定手数料（平成 29 年 5 月 10 日から）

（消費税込 単位：円）

判定対象面積（非住宅部分に限る。） （㎡）	右記用途以外	工場、倉庫等の用途		
	評価手法			
	標準入力法又は 主要室入力法	モデル建物 法	標準入力法又は 主要室入力法	モデル建物法
300～2,000	324,000	194,400	216,000	108,000
2,000～5,000	378,000	216,000	270,000	162,000
5,000～10,000	432,000	248,400	350,000	216,000
10,000～	別途見積り			

備考

1 本表中「工場、倉庫等の用途」とは、次による。

建築基準法施行規則別紙による用途区分	具体用途
08340	工場（自動車修理工場を除く。）
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08430	水産物の増殖場若しくは養殖場
08350	自動車修理工場
08510	倉庫業を営む倉庫
08520	倉庫業を営まない倉庫
08610	卸売市場
08620	火葬場又はと畜場・ごみ焼却場その他の処理施設

2 判定対象面積の算定方法は、次による。

イ 新築の場合は当該床面積の合計

ロ 増改築の場合は、別途見積りとする。

3 計画変更における判定対象面積の算定方法は、次による。

イ 当初の計画書の申請が当機関以外の機関で交付されたもの 当初の判定時の床面積

ロ 直前の判定と評価方法が異なる場合 当初の判定時の床面積

ハ 直前の判定時から床面積が増加する場合 当初の判定時の床面積に 0.5 を乗じた床面積に、増加する床面積の部分を加算した床面積の合計

4 軽微な変更該当証明書の手数料は、当初の判定時の床面積に 0.5 を乗じた床面積とする。

5 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）で、当該住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として 10,800 円／送付対象棟数とする。